

熊野町耐震改修促進計画（改定）

令和3年3月

熊 野 町

目 次

1 計画の基本的事項	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	2
(4) 対象建築物	2
(5) 用語の定義	4
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
(1) 想定される地震の規模・被害の状況	5
(2) 耐震化の現状	11
(3) 耐震化の目標	13
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	14
(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	14
(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	17
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	19
(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策	20
(5) 広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）に関する事項	22
(6) 特定優良賃貸住宅の空き家の活用	24
(7) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	24
4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	25
(1) 地震防災マップの作成・公表	25
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	26
(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等	26
5 所管行政庁との連携に関する事項	27
(1) 行政機関との連携の強化	27
(2) 耐震改修促進法による指導・助言等の実施	27
(3) 建築基準法による勧告又は命令等の実施	28
6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	29
(1) 関係機関等との連携の強化	29
(2) 地震保険の加入促進への普及・啓発	30

1 計画の基本的事項

(1) 計画の趣旨

ア 耐震改修促進法の制定と熊野町耐震改修促進計画（第1期）の策定

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人、このうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

また、我が国においては、平成13年3月の芸予地震、平成15年9月の十勝沖地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などが頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

こうした中で、国においては中央防災会議で決定された地震防災戦略(平成17年3月)や建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)の中で「10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題が建築物の耐震化」とされ、また、国土交通省の住宅・建築物の地震防災推進会議の提言を受けて、平成17年11月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が改正(平成18年1月施行)された。

この法改正に伴い、住宅・建築物の計画的な耐震化を図るため、国は住宅及び多数の者が利用する建築物(学校、病院、百貨店、事務所など)の現状の耐震化率75%、平成27年までに少なくとも90%にするという目標設定を含めた基本方針を定め、都道府県は基本方針に基づく耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町は耐震改修促進計画の策定の努力義務が課せられている。

広島県においては、平成19年3月に「広島県耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等を計画的に促進するための基本的な枠組みを示されており、本町においては、平成22年2月に第1期計画である「熊野町耐震改修促進計画」を策定し、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ってきた。

イ 熊野町耐震改修促進計画(改定)の策定

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の規模を超える、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の発生が危惧されている中、さらに住宅・建築物の耐震化の促進を加速させるため、平成25年に耐震改修促進法や国の基本方針が改正され、それに伴い、広島県において平成27年2月に「広島県耐震改修促進計画(追補)」、平成28年3月に「広島県耐震改修促進計画(第2期)」(以下「県計画」という。)を策定された。

近年においても平成28年に熊本地震及び鳥取県中部地震、平成30年に大阪府北部地震などが発生し、旧耐震基準による住宅やブロック塀等の耐震化の必要性が再認識された。また、南海トラフ地震の30年以内に発生する確率は平成30年に「70%」から「70~80%」に引き上げられ住宅・建築物等の耐震化を着実に進める必要性は高まっている。

本町においては、第1期計画の期間を平成27年度から5年間延長し、令和2年度までとしていることから、耐震改修促進法及び国の基本方針を踏まえ、令和3年度に第1期計画の改定となる「熊野町耐震改修促進計画(改定)」(以下「本計画」と言う。)を策定する。

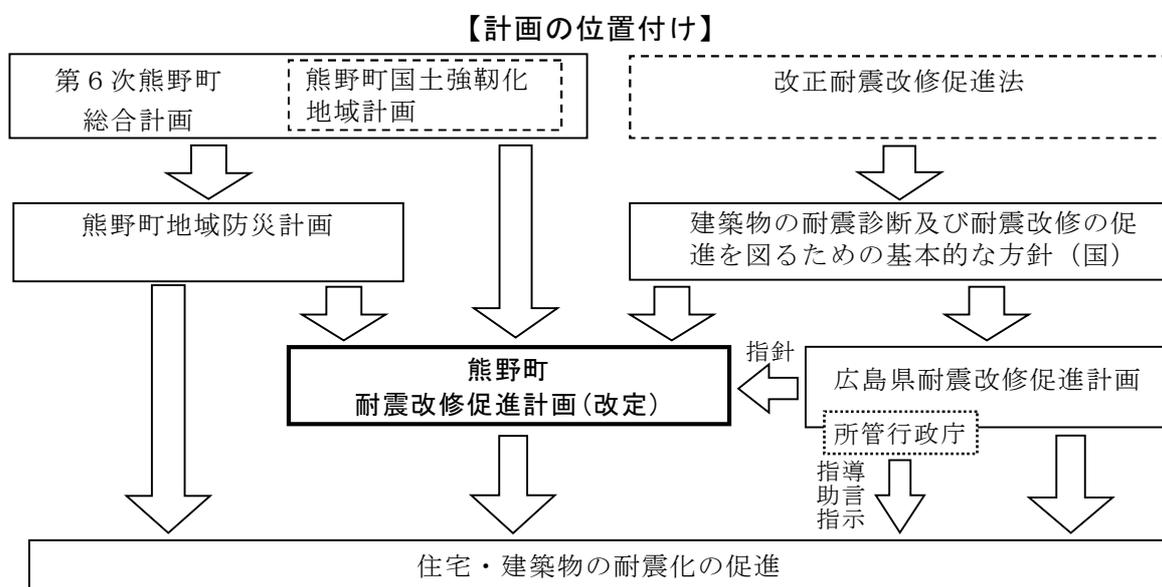
ウ 計画の目的

本計画は、こうした背景の中で、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から町民の身体や生命、財産を保護するため、住宅・建築物の耐震化の促進を通じて、災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とするものである。

(2) 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に規定される「市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画」として策定するもので、同法第7条に規定される所管行政庁が指導及び助言並びに指示を行う場合のガイドラインとする。

また、本計画は、「第6次熊野町総合計画」、「熊野町国土強靱化地域計画」及び「熊野町地域防災計画（震災対策編）」を上位計画とし、国の基本方針及び県計画との整合を図りつつ、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として策定する。



(3) 計画期間

目標年度は、県計画及び第6次熊野町総合計画における前期基本計画との整合を図り、本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(4) 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、本町の既存建築物すべてを対象とし、国の基本方針に順じ以下の用途に分類し耐震化の現状及び目標設定を示す。

- ①住宅
- ②本町所有及び民間所有の特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物
- ③防災拠点建築物又は避難路沿道建築物の要安全確認計画記載建築物

本計画における特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断が義務付けられる要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物の用途・規模別要件は、次表に該当するすべての建築物とする。

表【特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の要件】

用 途	特定既存耐震不適格建築物		要緊急安全確認 大規模建築物
	努力義務・指導対象 (耐震改修促進法第14条)	指示対象 (耐震改修促進法第15条)	耐震診断義務付け対象 (耐震改修促進法附則第3条)
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ3,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上及び750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
一定量以上の危険物(※)の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐震改修促進法施行令第7条第1項で定める危険物を、第2項で定める数量以上の貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	県耐震改修促進計画で指定する沿道建築物(詳細P.23)	県耐震改修促進計画で指定する沿道建築物(詳細P.23)	

(5) 用語の定義

本計画で使用する主な用語の定義は、以下のとおりである。

耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。
所管行政庁	建築主事を置く、市町の区域においては当該市町の長をいい、その他の市町の区域においては知事をいう。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準。（阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。）
新耐震基準	昭和53年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月1日に施行された耐震基準。（阪神・淡路大震災でも、新耐震基準による建築物では大きな被害が少なかった。）
耐震性がある	大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つこと。耐震性のある建物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れが少ないと考えられる。
耐震化率	すべての建物のうちの、耐震性がある建物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。 耐震化率 $= \frac{\text{耐震 新耐震基準の建物} + \text{耐震診断で耐震性ありの建物} + \text{耐震改修済の建物}}{\text{すべての建物}}$
既存不適格建築物	地震に対する安全性について建築基準法はこれに基づく命令若しくは条例の規定（耐震関係規定）に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。
耐震不明建築物	旧耐震基準の建築物をいう。（昭和56年6月1日以降に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事（耐震改修促進法施行令第3条各号に該当する場合を除く）に着手し、検査済証の交付を受けたものを除く。）
要緊急安全確認大規模建築物	病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（耐震不明建築物に限る。）をいう。
防災拠点建築物	大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物をいう。県が耐震改修促進計画に対象建築物（耐震不明建築物に限る。）を記載することで、耐震診断を義務付けることができる。
防災業務等の中心となる建築物	防災拠点建築物のうち、県が広島県耐震改修促進計画（平成18年度～平成27年度）（以下「第1期計画」という。）で記載により指定した官公署、空港、病院、避難所等の建築物をいう。 平成27年2月に県がホームページ等で耐震化に向けた基本的な情報（建物名称、所在市町、耐震性の有無等）を公表している。 防災業務等の中心となる建築物の一部に対し、広島県耐震改修促進計画（平成28年度～令和2年度）（以下「第2期計画」という。）への記載により、耐震診断を義務付けた。
避難路沿道建築物	県又は市町が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物をいう。 県又は市町が耐震改修促進計画に対象となる道路を記載することで、耐震診断を義務付けることができる。
広域緊急輸送道路沿道建築物	広島県が県2期計画で耐震診断を義務付ける広域緊急輸送道路にその敷地が接する一定の高さを超える耐震不明建築物をいう。
要安全確認大規模建築物	防災拠点建築物及び避難路沿道建築物であって、耐震診断を義務付けられた建築物をいう。
特定既存耐震不適合建築物	多数の者が利用する建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるものをいう。（要安全確認計画記載建築物及び大規模建築物を除く。）

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模・被害の状況

ア 想定される地震の規模

想定される地震の規模は、広島県地震被害想定調査（平成25年10月）において想定されている以下の地震である。

【想定される地震規模】

番号	想定地震	地震タイプ	地震規模	今後30年以内の発生確率
			マグニチュード	
1	南海トラフ巨大地震	プレート間	9.0	70%程度
2	安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート間	6.7～7.4	40%
3	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	地殻内	8.0程度	ほぼ0～0.3%
4	石鎚山脈北縁	地殻内	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
5	石鎚山脈北縁西部～伊予灘	地殻内	8.0程度 若しくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
6	五日市断層	地殻内	7.0程度	不明
7	己斐～広島西縁断層帯	地殻内	6.5程度	不明
8	岩国断層帯	地殻内	7.6程度	0.03～2%
9	安芸灘断層群（主部）	地殻内	7.0程度	0.1～10%
10	安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	地殻内	7.4程度	不明
11	長者ヶ原断層～芳井断層	地殻内	7.4	—
12	どこでも起こりうる直下型地震	地殻内	6.9	—

注：広島県地震被害想定（平成25年10月）による。

イ 想定される被害の状況

被害想定調査においては、各地震による建物被害及び人的被害が次のように想定されている。

【想定地震における熊野町の建物被害の想定】

(棟)

番号	想定地震	全 壊					半 壊					火災による焼失
		揺れ	液状化	土砂災害	津波	計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	計	
1	南海トラフ巨大地震	0	63	1	—	64	93	166	1	—	260	0
2	安芸灘～伊予灘～豊後水道	33	24	1	—	58	612	63	1	—	676	0
3	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
4	石鎚山脈北縁	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
5	石鎚山脈北縁西部～伊予灘	0	6	0	—	6	0	14	0	—	14	0
6	五日市断層	0	8	0	—	8	8	22	1	—	31	
7	己斐～広島西縁断層帯	0	11	0	—	11	36	28	1	—	65	0

8	岩国断層帯	0	5	0	—	5	0	14	0	—	14	0
9	安芸灘断層群（主部）	0	4	0	—	4	0	11	0	—	11	0
10	安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	0	9	0	—	9	22	23	1	—	46	0
11	長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
12	どこでも起こりうる直下型地震	668	24	1	—	693	2634	60	2	—	2696	18

注：広島県地震被害想定（平成25年10月）による。

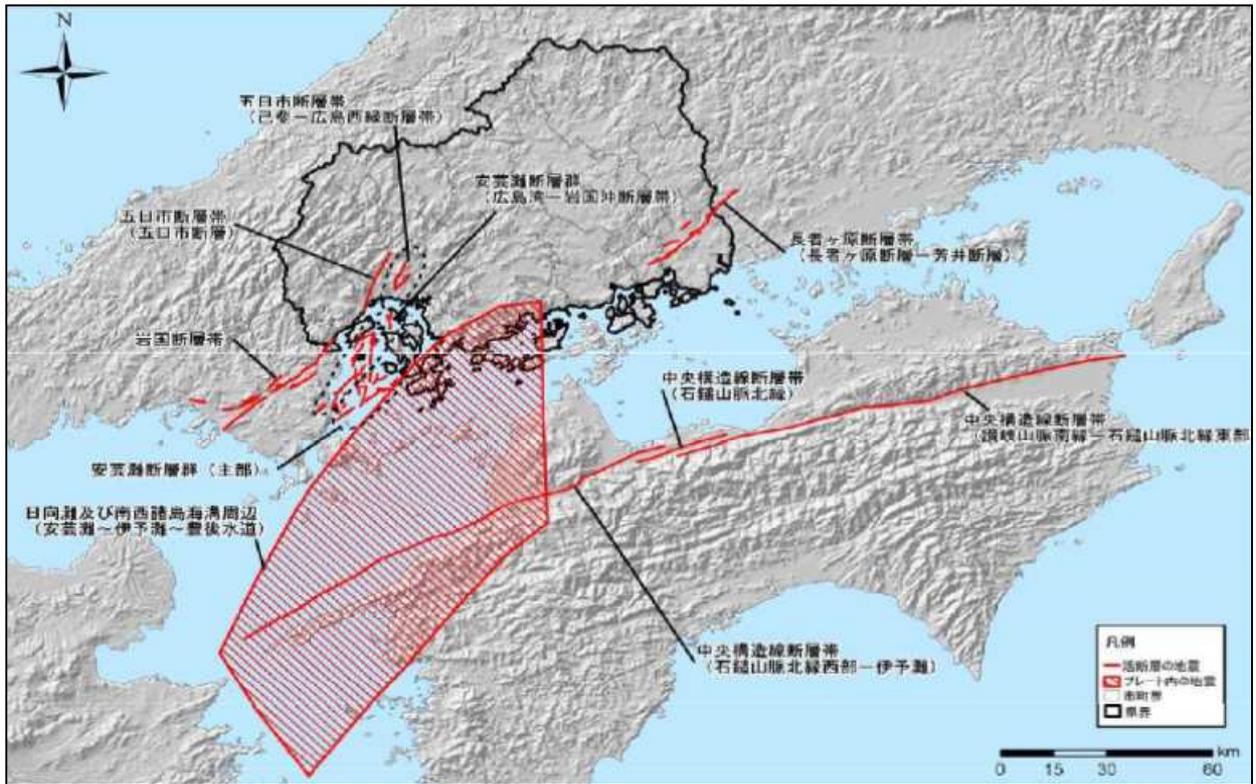
【想定地震における人的被害の想定】

(人)

番号	想定地震	死 者						負 傷 者				
		建 物 倒壊等	土砂 災害	火災	津波	ブロッ ク塀等 倒 壊	合計	建 物 倒壊等	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 倒 壊	合計
1	南海トラフ巨大地震	0	0	0	—	0	0	17	0	0	0	17
2	安芸灘～伊予灘～豊後水道	2	0	0	—	0	2	122	0	0	0	122
3	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
4	石鎚山脈北縁	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
5	石鎚山脈北縁西部～伊予灘	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
6	五日市断層	0	0	0	—	0	0	1	0	0	0	1
7	己斐～広島西縁断層帯	0	0	0	—	0	0	7	0	0	0	7
8	岩国断層帯	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
9	安芸灘断層群（主部）	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
10	安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	0	0	0	—	0	0	4	0	0	0	4
11	長者ヶ原断層～芳井断層	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
12	どこでも起こりうる直下型地震	43	0	0	—	0	43	624	0	0	0	624

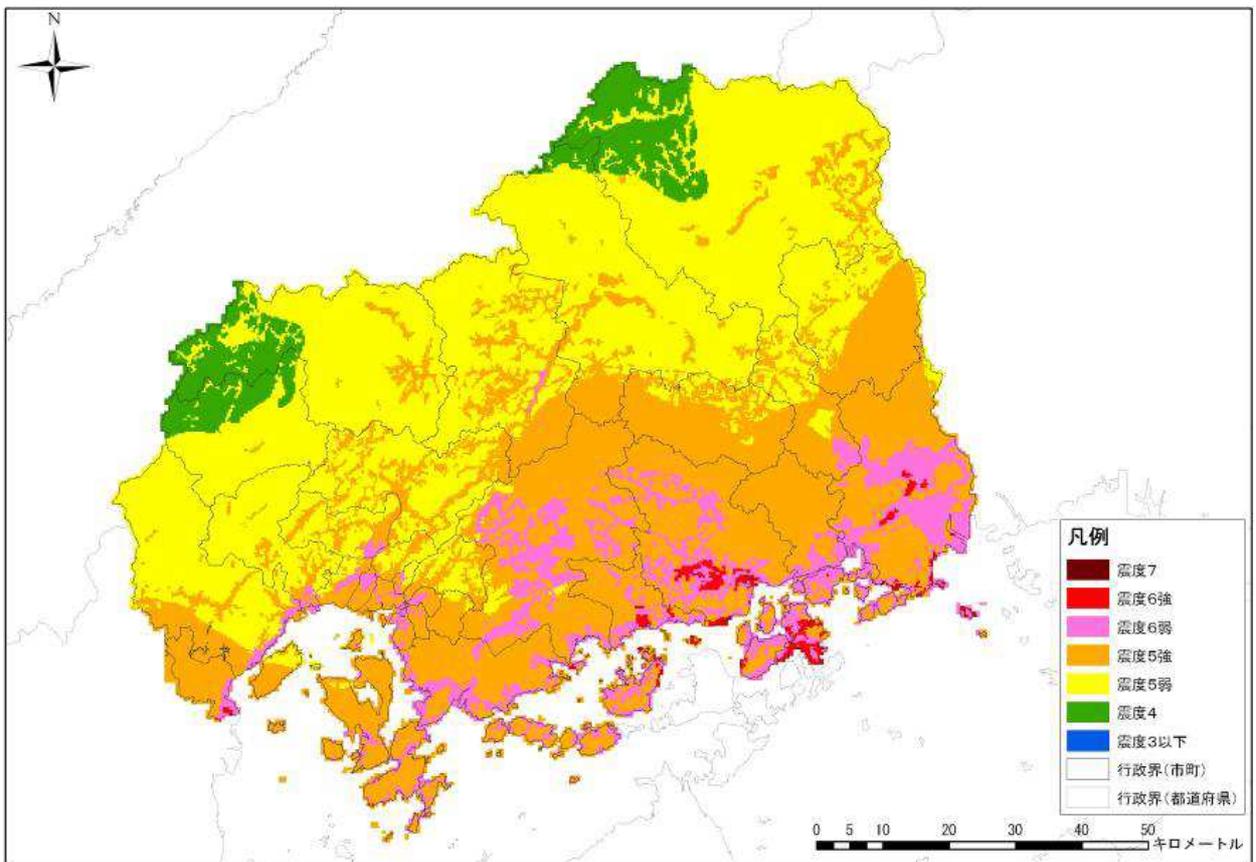
注：広島県地震被害想定（平成25年10月）による。

■想定地震位置図（震源断層を特定した地震）



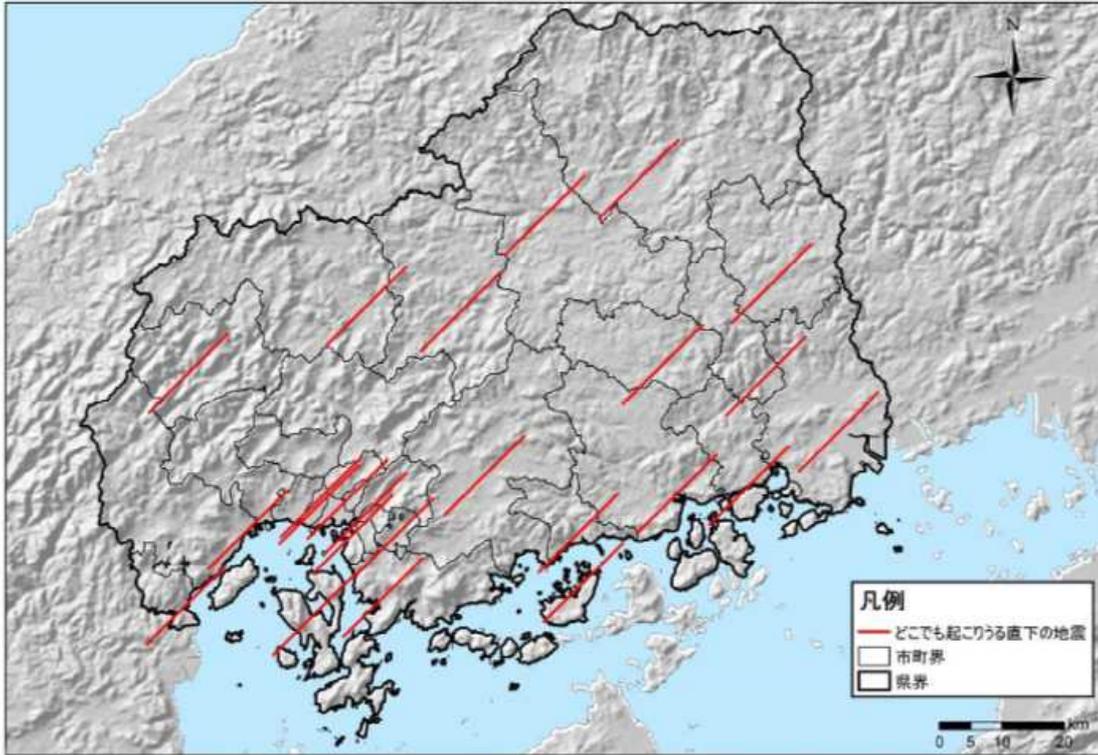
出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■震度分布（南海トラフ地震）



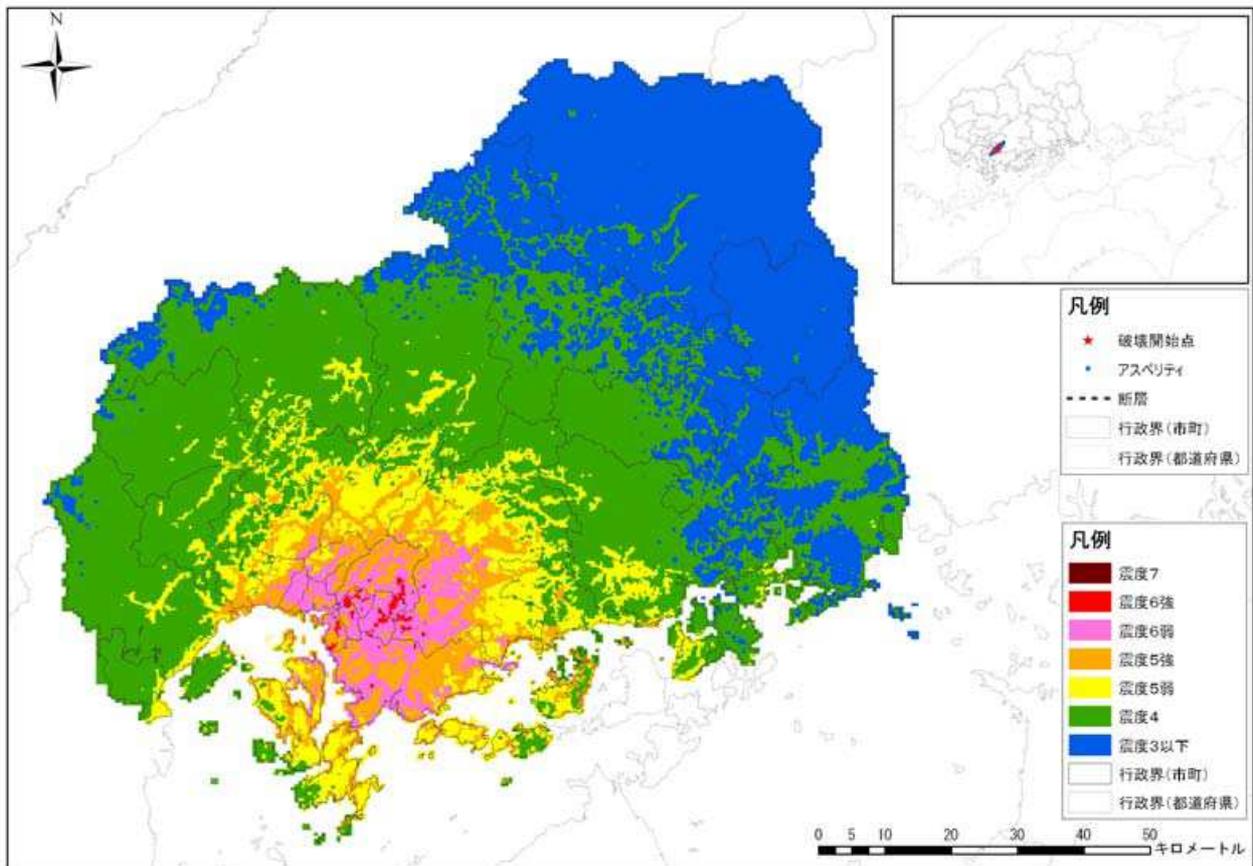
出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■想定地震位置図（どこでも起こりうる直下地震）



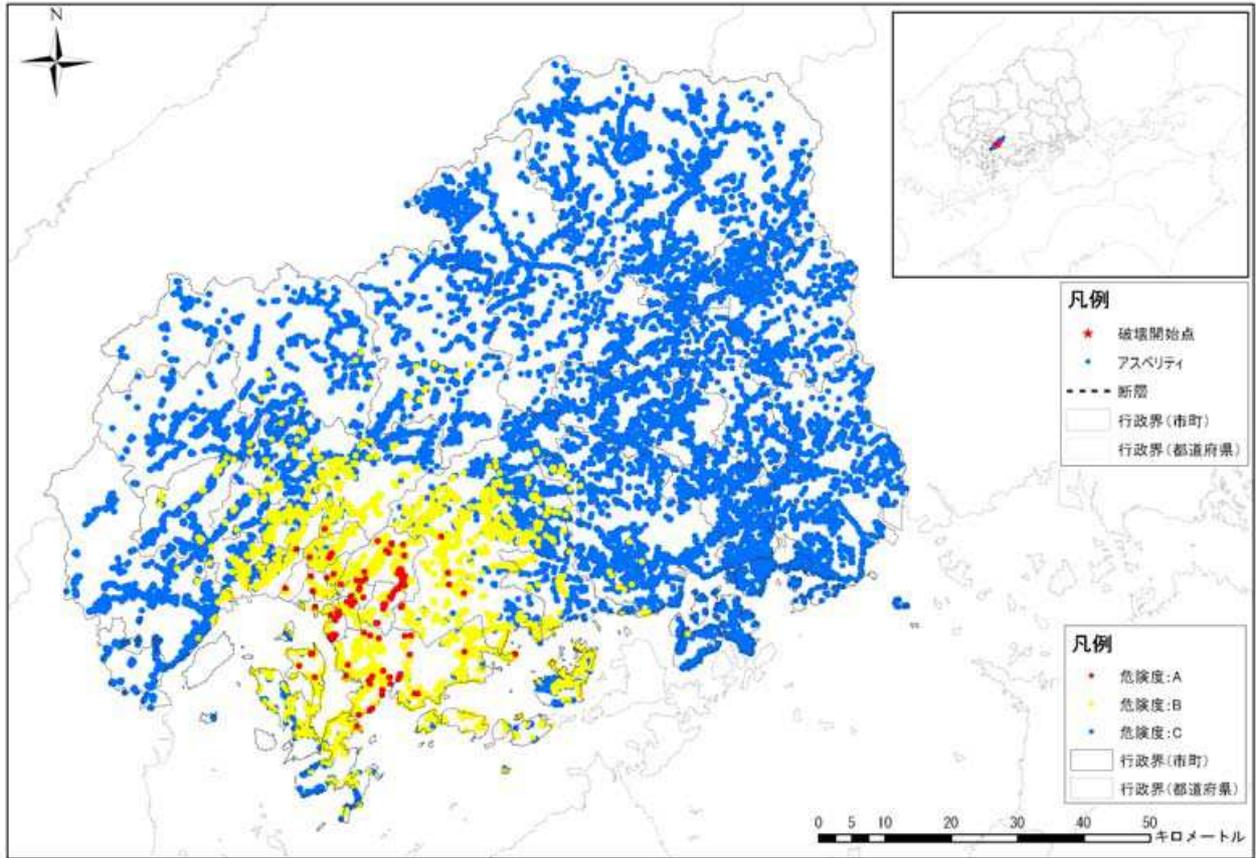
出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■熊野町直下地震の震度分布図



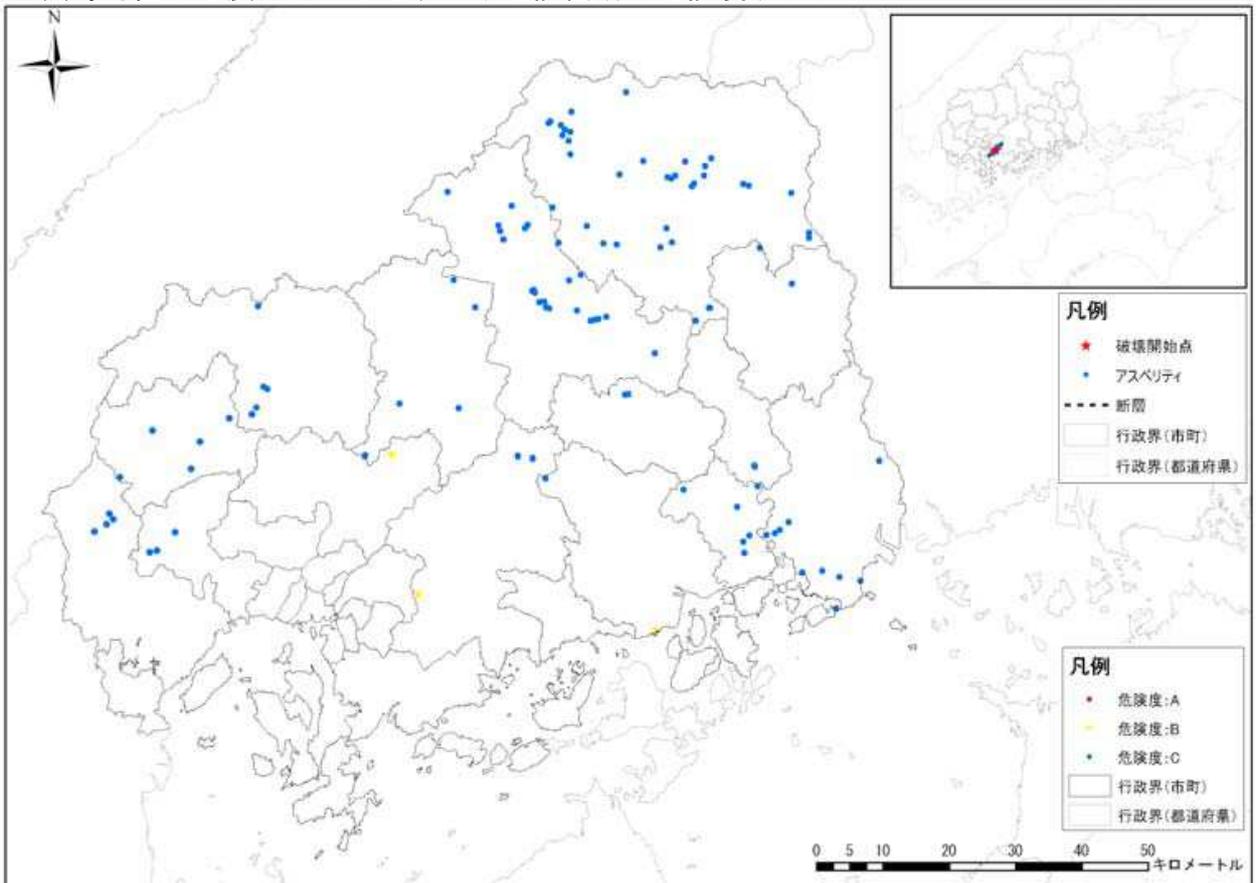
出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■熊野町直下地震における急傾斜地崩壊危険箇所の危険度ランク



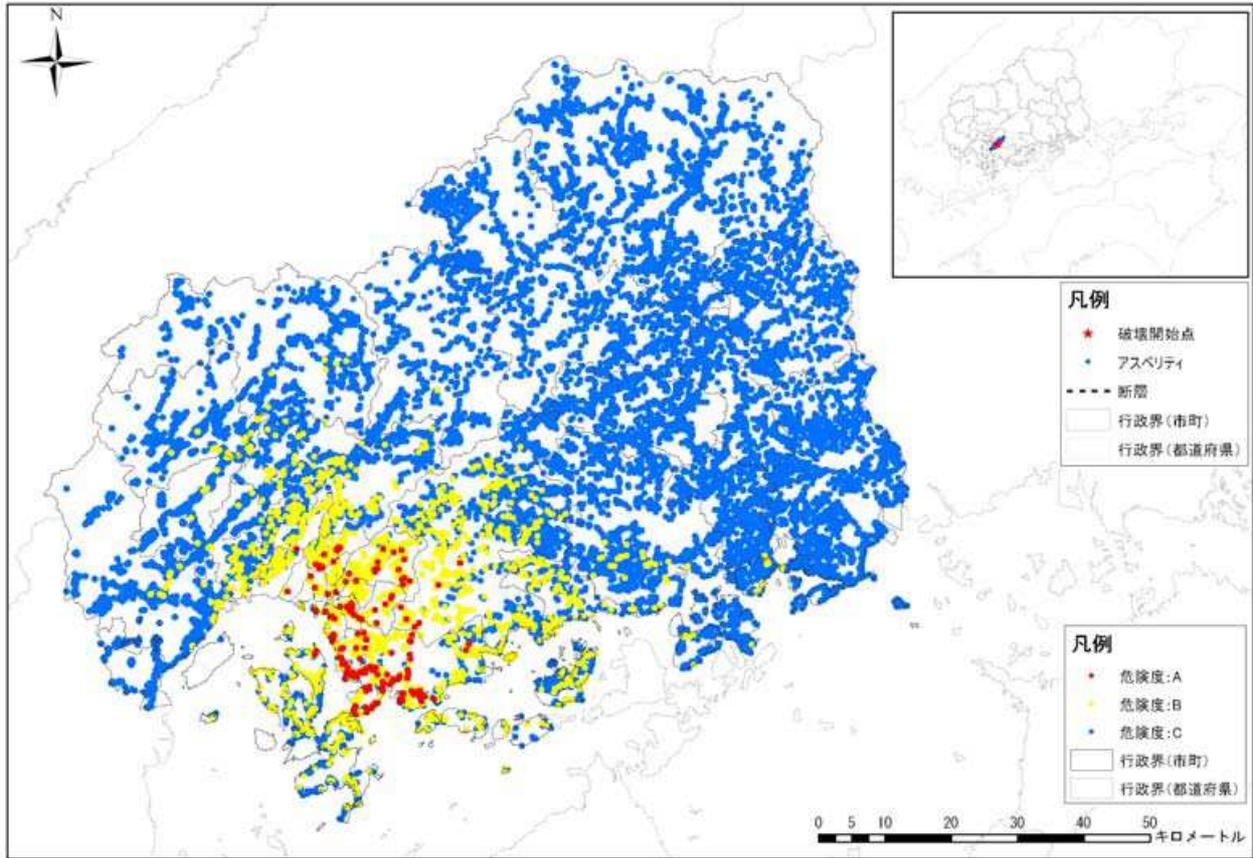
出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■熊野町直下地震における地すべり危険箇所の危険度ランク



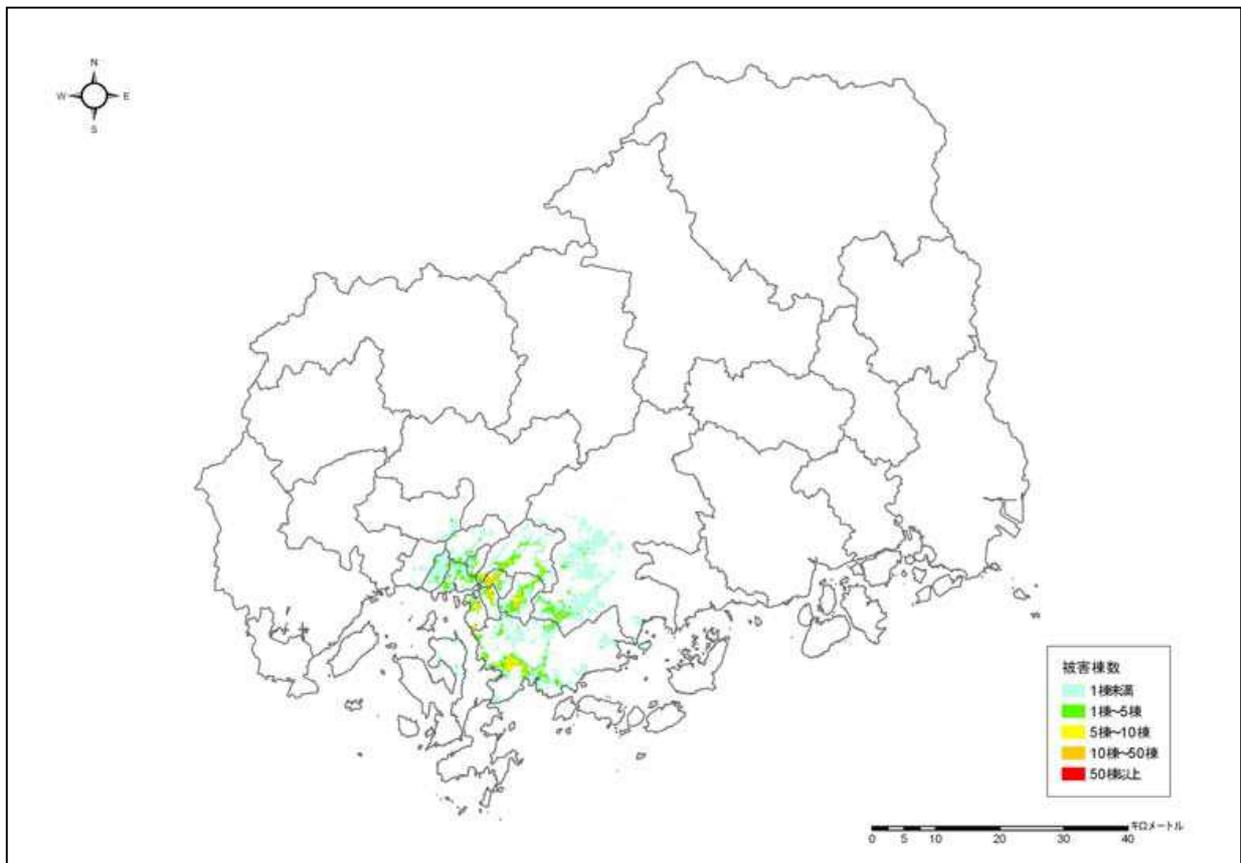
出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■熊野町直下地震における山腹崩壊危険地区の危険度ランク



出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

■熊野町直下地震における揺れによる全壊棟数分布



出典：広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）

(2) 耐震化の現状

ア 住宅

平成30年度末の熊野町内の居住世帯のある住宅数は約9,800戸である。

国の推計方法に準じて推計を行うと、新耐震基準以前の建築物約3,900戸のうち耐震性を有している住宅は約1,400戸となり、耐震性を有している住宅は合わせて約7,300戸、耐震化率は約75%と推定される。

【住宅の耐震化率の現状】

推計年度	新耐震基準以前の建築物		新耐震基準以降の建築物	合 計		
		うち耐震性のある建築物		うち耐震性のある建築物	耐震化率	
平成20年	3,986戸	1,242戸	5,295戸	9,281戸	6,537戸	約70.0%
平成30年	3,935戸	1,424戸	5,905戸	9,840戸	7,329戸	約74.5%

(住宅・土地統計調査より)

イ 特定既存耐震不適格建築物

令和2年度末の特定既存耐震不適格建築物「多数の者が利用する建築物」の棟数は61棟あり、耐震性がある建築物は49棟で耐震化率は約80%である。また、特定既存耐震不適格建築物のうち、「指示対象建築物」の棟数は19棟あり、耐震化率は100%である。

【特定既存耐震不適格建築物「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状】

用途	棟数	耐震性なし	耐震性あり		耐震化率
		昭和56年5月31日以前	昭和56年5月31日以前	昭和56年6月1日以降	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	19		18	1	100%
上記以外の学校	3		3		100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1			1	100%
病院、診療所	1			1	100%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2			2	100%
ホテル、旅館	1			1	100%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	20	12	2	6	40%
事務所	1			1	100%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの	2			2	100%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	1			1	100%
幼稚園、保育所	5			5	100%
博物館、美術館、図書館	1			1	100%
工場	1			1	100%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1			1	100%
避難路沿道建築物	2			2	100%
合計	61	12	23	26	80%

【特定既存耐震不適格建築物のうち指示対象建築物の耐震化の状況】

用途	棟数	耐震性なし	耐震性あり		耐震化率
		昭和56年 5月31日 以前	昭和56年 5月31日 以前	昭和56年 6月1日 以降	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	10		10		100%
上記以外の学校	1		1		100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1			1	100%
病院、診療所	1			1	100%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1			1	100%
ホテル、旅館	1			1	100%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの	2			2	100%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	1			1	100%
幼稚園、保育所	1			1	100%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1			1	100%
避難路沿道建築物	2			2	
合計	22	0	11	11	100%

ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

要緊急安全確認大規模建築物は、耐震化率100%である。

【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況】

用途	棟数	耐震性なし	耐震性あり		耐震化率
		昭和56年 5月31日 以前	昭和56年 5月31日 以前	昭和56年 6月1日 以降	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	1		1		100%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1			1	100%
幼稚園、保育所	1			1	100%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1			1	100%
合計	4	0	1	3	100%

エ 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況

防災業務等の中心となる建築物のうち旧耐震基準の建築物については、全ての対象建築物で耐震性を有している。

また、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく道路の指定はない。

(3) 耐震化の目標

国及び広島県においては、大規模地震により、甚大な被害が予測されており住宅・建築物の耐震化が急務であることから、それぞれの建築物の耐震化の目標を定める。

【国及び広島県の耐震化の目標】

		現状	目標値 (R7末)	目指す姿
多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	広島県	91.3% (R2末)	96.0%	100% (R12末)
	国	約89% (H30末)	耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消	—
住宅の耐震化の目標	広島県	84.5% (R2末)	92.0%	100% (R17末)
	国	約87% (H30末)	95.0%	100% (R12末)

ア 住宅

15年後に住宅の耐震化率を100%とすることを目指し、令和7年度末に耐震化率の目標値を85%とする。

【住宅の耐震化の現状と目標】



イ 特定既存耐震不適格建築物「多数の者が利用する建築物」

10年後に多数の者が利用する建築物の耐震化率を100%とすることを目指し、令和7年度末の耐震化率の目標値を90%とする。

【多数の者が利用する建築物の耐震化の現状】



3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であるという基本的な認識に基づき、県、町、建築関係団体等、建物所有者等、自主防災組織等は、耐震化の促進を図るため以下の事項の実施に努めることとする。

【耐震診断・改修に係る実施主体と取組み事項】

実施主体	取組み事項
<p>県</p>	<p>(1) 県耐震改修促進計画の策定</p> <p>ア 広島県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、広島県耐震改修促進計画を策定し、必要に応じて見直しする。</p> <p>イ 県内の市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等を促進する。</p> <p>ウ 所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の方針を定める。</p> <p>(2) 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組み</p> <p>ア 所管行政庁として、大規模建築物の公表した耐震化の取組み状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を適宜更新する。</p> <p>イ 所管行政庁として、耐震性が不足している大規模建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の実施を検討する。</p> <p>ウ 民間の大規模建築物の耐震改修への支援を所有者の個別事情に応じて検討する。</p> <p>エ 県有の大規模建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。</p> <p>オ 防災業務等の中心となる建築物の公表した耐震化に向けた基本的な情報を適宜更新する。</p> <p>カ 所管行政庁として、耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の公表した耐震化の取組み状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を適宜更新する。</p> <p>キ 県有の防災業務等の中心となる建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。</p> <p>ク 所管行政庁として、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の取組み状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表し、適宜更新する。</p> <p>ケ 所管行政庁として、広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断を義務付けた期限（令和3年3月31日）までにその結果の報告をしない所有者に対し、耐震改修促進法に基づく命令等の実施を検討する。</p> <p>コ 所管行政庁として、耐震性が不足している広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震化に向けた指導に取り組む。</p> <p>サ 民間の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度を継続する。</p> <p>シ 広域緊急輸送道路以外の緊急輸送道路について、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づく指示対象の路線として位置付け、耐震化を促進する。</p> <p>(3) 住宅の耐震化に向けた重点的取組み</p> <p>ア 耐震改修等への支援制度の創設を検討する。</p> <p>イ 耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（平成30年に創設され</p>

	<p>た「総合支援メニュー」)の導入に必要な、戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取組みを規定するアクションプログラムの策定とその取組みの実施について、市町を支援する。</p> <p>(4)多数の者が利用する建築物及び住宅の所有者への意識啓発 市町及び建築関係団体等と連携して、相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じた耐震化のための情報提供などにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。</p> <p>(5)相談体制の整備や情報提供の充実 安心して耐震診断・改修が行える環境を整備するため、耐震診断・改修の相談体制の整備やセミナーの開催、耐震診断・改修や地震防災の情報提供の充実を図るなど総合的な地震防災対策を実施する。</p> <p>(6)関係団体との連携による普及啓発 市町及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。</p> <p>(7)耐震診断及び耐震改修の推進及び促進 ア 県有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。 イ 所管行政庁として、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。 ウ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導、指示等を行う。 エ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の把握、台帳整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。</p>
町	<p>(1)市町耐震改修促進計画の策定 住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町の耐震改修促進計画を策定し、適切に更新等を行う。</p> <p>(2)耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組み ア 民間の大規模建築物の耐震改修への支援制度の継続、又は創設を、所有者の個別事情に応じて検討する。 イ 市町有の大規模建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。 ウ 市町有の防災業務等の中心となる建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。 エ 民間の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の継続、又は創設を検討する。 オ 市町の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。</p> <p>(3)住宅の耐震化に向けた重点的取組み ア 創設済の耐震改修等への支援制度について、県民がより使いやすい制度への改善を検討する。未創設の市町は当該支援制度の創設を検討する。 イ 耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度(平成30年に創設された「総合支援メニュー」)の導入を検討し、導入にあたり必要となる戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取組みを規定するアクションプログラムの策定とその取組みの実施を検討する。</p> <p>(4)多数の者が利用する建築物及び住宅の所有者への意識啓発 県及び建築関係団体等と連携して、相談窓口の設置やセミナーの開催等を通</p>

	<p>した耐震化のための情報提供などにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。</p> <p>(5)地震防災マップの作成や相談体制の整備等の充実 ア 地震防災マップの作成、セミナーや講習会の開催など地震防災の情報提供の充実を図る。 イ 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。</p> <p>(6)関係団体との連携による普及・啓発 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。</p> <p>(7)耐震診断及び耐震改修の推進及び促進 ア 市町有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。 イ 建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。創設済の支援制度について建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。 ウ ブロック塀等のブロック塀等の創設済の耐震改修等への支援制度について、町民がより使いやすい制度への改善を検討する。未創設の市町は当該支援制度の創設を検討する。</p>
建築関係団体等	<p>ア 耐震診断・改修の相談窓口を設ける。</p> <p>イ 耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発を行う。</p> <p>ウ 耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努める。</p> <p>エ 耐震改修の工法開発に努める。</p>
建築物所有者等	<p>ア 一人ひとりが地震発生の危険性や、その予測される程度などを、正しく知り、また普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくよう努める。</p> <p>イ 所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努める。</p> <p>ウ 総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止対策を行うように努める。</p> <p>エ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するように努める。</p>
自主防災組織	<p>・自主防災活動の一環として、地域における地震防災に関する知識の普及、危険箇所の点検、建築物の耐震化等に努める。</p>

(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

本町が設けている耐震診断の補助制度の利用状況が低調であることから、町民がより利用しやすい補助制度となるよう支援を検討し、既存制度の改善及び未創設の補助事業の導入など、効果的な耐震化促進を図る。

また、各支援制度は令和2年度時点のものであり、今後、変更されることがある。

ア 住宅・建築物安全ストック形成事業（国土交通省）の概要

国土交通省の支援策である住宅・建築物安全ストック形成事業のうち住宅・建築物耐震改修事業の概要は、以下のとおりである。

【住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震診断補助事業）の概要】

区分	対象	主な内容
耐震診断等	住宅	【耐震診断】熊野町木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱 ○補助率 ・民間が実施する場合：国と地方で2/3 ○耐震診断の費用（補助対象） ・戸建住宅：上限20,000円（耐震診断に要する経費の2/3） 【補強設計】導入を検討 ○補助率 ・民間が実施する場合：国と地方で2/3
	建築物	本町に対象建築物なし

【住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）の概要】

耐震改修 建替え 除却	住宅	【個別支援】導入を検討 ○交付率 ・民間が実施する場合：国と地方で23.0% （マンションを含む全ての住宅を対象） ・耐震改修の補助限度額（国+地方）：戸建住宅83.8万円/戸 ・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成 【パッケージ支援（総合支援メニュー）】導入を検討 ○交付対象 ・補強設計等費及び耐震改修工事費 （建替えは改修工事費用相当額に対して助成） ○交付額（ただし、補助対象工事費の8割を限度） ・耐震改修の補助限度額（国+地方）：戸建住宅100万円/戸 ○対象となる市区町村 以下の取組みを行うとともに、毎年度、取組み状況について検証・見直しを行う地方公共団体。 ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組み ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組み ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発
	建築物	本町に対象建築物なし

（国土交通省ホームページより）

イ 耐震改修に関する税制措置の概要

耐震改修に関する税制面の支援措置の概要は、以下のとおりである。

【耐震改修に関する税制措置の概要】

対象	主な要件等
改修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得 税：令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税額から控除 ・固定資産税：令和4年3月31日までに耐震改修工事をを行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を翌年分より1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額） <p>□建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事をを行った場合、工事完了の翌年度から固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度） <p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得 税：13年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

（国土交通省ホームページより）

ウ 耐震改修に関する融資制度の概要

耐震改修に関する融資制度の概要は、以下のとおりである。

【耐震改修に関する融資制度の概要】

対 象	制 度 概 要
個人向け	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費が上限） ・金 利：償還期間10年以内 0.36%、11年以上20年以内 0.62% （令和2年6月1日現在） ・保 証 人：不要 <p>死亡時一括償還型融資の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費が上限） 金 利：0.86% 保 証 人：（一財）高齢者住宅財団による保証
マンション	<p>住宅金融支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：500万円/戸（共用部分の工事費が上限） ・金利：償還期間10年以内0.42%、11年以上20年以内 0.68% （令和2年6月1日現在） ・保証人：必要 <p>※上記は（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合</p>

※その他の要件は住宅金融支援機構ホームページを参照

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html>

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

ア 耐震診断・改修の技術講習会の開催

県、建築関係団体と連携して、設計者・施工者などの建築関連技術者を対象とした耐震診断・改修の講習会を実施し、耐震診断・改修を行う優良な技術者の養成と受講者の登録に努める。

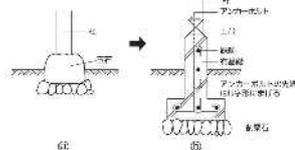
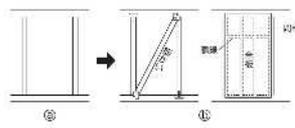
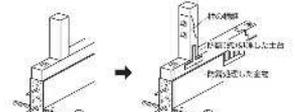
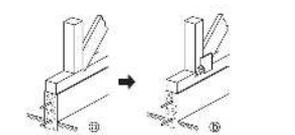
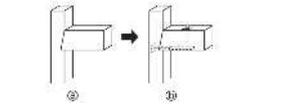
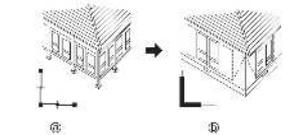
また、登録した建築関連技術者（設計者・工事施工者等）を耐震診断・改修の相談窓口で紹介できるように整備を行う。

イ 耐震改修の工法の普及

県、建築関係団体と連携して、様々な工法による耐震改修の事例を収集し、耐震改修工事の事例を情報提供するなど、耐震改修の工法の普及に努める。

また、これから耐震改修工事を行う建物所有者等に対し、工事費用や工事期間、耐震改修の効果など、耐震改修の有益な情報の提供に努める。

【木造住宅の補強方法例】

基礎の補強	<p>玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締めつけます。</p> <p>a 玉石に東立してだけの柱は、浮き上ったり踏みはずしたりして、建物が壊れることがあります。</p> <p>b 鉄筋コンクリート造の布基礎を作りアンカーボルトをつけて下さい。</p>		
壁の補強	<p>筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を増やします。</p> <p>a 柱、はりだけでは地震の力に抵抗できません。</p> <p>b 筋かいを入れるか、または、構造用合板（厚さ9mm以上）を柱、土台、はり・胴差、間柱・胴縁に十分にくぎ打ちして下さい。</p>		
<p>こうした補強をするときは以下の点も併せて行います。</p>			
<p>腐ったり、シロアリに食われた部材は取替えます。</p> <p>イ 特に、台所・浴室の近くや北側の土台まわりのように湿りがちのところは早く腐ります。</p> <p>ロ 土台を取替え、柱は根柢させて金物で補強して下さい。この場合、防蟻（防蟻）措置を忘れてはなりません。</p>			
<p>土台・柱・筋かいなどの接合は金物等を使って堅固にします。</p> <p>イ ほぞ差しや頂付け、またはくぎ止めだけの接合部は、抜けたり、はずれたりします。</p> <p>ロ 柱と土台は金物等で締結びつけて下さい。筋かいと柱（または土台、はり）は、十分にくぎまたは専用の金物で止めつけて下さい。</p>			
<p>柱・はりの接合は金物等を使って堅固にします。</p> <p>イ ほぞ差しだけの柱、はりの仕口は、ほぞが折れたり、抜けたりして骨組がはらばらになりがちです。</p> <p>ロ はりの下端を羽子板ボルトで引き止め、抜け落ちないようにして下さい。</p>			
壁の配置	<p>壁の量を増やし、かつ、つりあいをよく配置します。</p> <p>a 開口部（ガラス戸など）が多いと地震に弱くなります。</p> <p>b 開口部を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を増やして下さい。隅部を壁にすると一層効果的となります。</p>		

(社団法人日本建築防災協会HP リーフレット「誰でもできる我が家の耐震診断」より)

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

ア 既存建築物の総合的な安全対策

県と連携して、住宅・建築物の耐震化のほか、以下の安全対策を推進する。

①ブロック塀等の安全対策

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においてブロック塀の倒壊による被害が発生したことを踏まえ、コンクリートブロック等による組積造の塀の倒壊による死傷者の発生や、避難・救援活動のための道路の通行障害を防ぐため、通学路等を中心として危険箇所点検や指導を引き続き行う。

また、ブロック塀等の倒壊の危険性に関する町民への意識啓発についても、引き続き県と連携して取り組むこととする。

さらに、ブロック塀等の耐震改修等に関する支援制度の導入について、検討を進める。

②窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が発生した場合、死傷者が発生し、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすなど、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を町民に周知する。

また、建築物の所有者等に対して、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及・啓発を図る。

③大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

不特定多数の人々が利用し、かつ、大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及・啓発を図り、天井の崩壊防止対策について注意喚起を行う。

④エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時にエレベーター内部への閉じ込め事故等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対してエレベーターの地震時のリスク等を周知し、安全性の確保を図る。

⑤家具の転倒防止

地震時における住宅内での死傷者の発生を防止するためには、家具の転倒防止対策を図る必要があり、家具の固定方法の普及・啓発を行う。

⑥積雪、風水害等による住宅・建築物被害の防止

積雪や風水害等による建築物の被災の防止を図るため、建築防災週間や建築基準法の定期点検等の機会を捉えて住宅・建築物の所有者に対して近年の大雪や風水害等による住宅・建築物の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

イ 被災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、町民の安全の確保を図るため、県、建築関係団体と連携して、被災建築物応急危険度判定制度の普及に努める。

ウ 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定制度は、地震や大雨等により宅地が大規模かつ広範に被災した場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、町民へ情報を提供し、二次災害の軽減・防止を図ることを目的に実施される。

被災市町や県では、災害が発生した場合、速やかに被災宅地危険度判定士を現地に派遣し、危険度判定を行う。

【被災宅地危険度判定の流れ】

① 被害状況確認（擁壁）



全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。

② 被害状況確認（宅盤）



宅地に亀裂がないかなどの調査を行い、宅地全体の被害状況を把握していきます。

③ 被害状況の詳細調査



各被害状況（亀裂の幅、傾き状況など）を調査し、被害程度に応じて採点を行い、各宅地の被害程度を評価していきます。

④ 調査結果の掲示



宅地所有者、近隣の住民などにより、宅地の状況を周知するため、被害点数に応じたステッカーを目立つ場所に貼ります。

（被災宅地危険度判定連絡協議会HP「被災宅地危険度判定制度の手引き」より）

(5) 広域緊急輸送道路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物等）に関する事項

ア 広域緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第二号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域緊急輸送道路のうち、図に示す区間を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、当該道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適合建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者に耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けている。なお、本町において広域緊急輸送道路の指定はない。



図 広域緊急輸送道路ネットワーク

イ 緊急輸送道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める緊急輸送道路を大規模地震時に通行を確保すべき道路として、広島県耐震改修促進計画において引き続き指定している。なお、本町に関わる路線の沿線建築物については、2棟存在しておりすべて耐震性がある。

【緊急輸送道路】

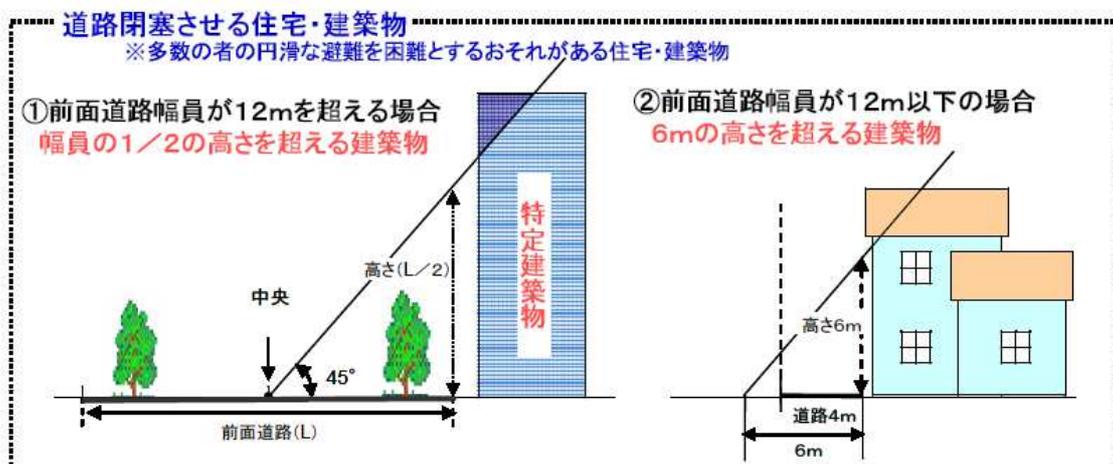
番号	路線名	区分
1	主要地方道矢野安浦線	第1次緊急輸送道路
2	主要地方道呉平谷線	第2次緊急輸送道路

注：第1次緊急輸送道路は、広域幹線ネットワークの骨格となる高規格幹線道路及び広域市町圏相互の連携を図る道路。

第2次緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路を補完し、近隣市町相互の連携を図る道路。

第3次緊急輸送道路は、第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路。（本町は該当なし）

図 緊急輸送道路



(6) 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

特定優良賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間の土地所有者等が国や自治体の補助を受けて、中堅所得者向けに一定の条件を満たして建設する賃貸住宅である。このため、入居するには所得要件など一定の条件を満たす必要がある。

耐震改修促進法第5条第3項第四号の規定に基づき、同法第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空家状況を考慮した上で、一定の期間、特定優良賃貸住宅を賃貸することができるものとする。

なお、特定優良賃貸住宅の入居状況は流動的であるため、入居の特例を位置付ける特定優良賃貸住宅については、関係市町や住宅所有者等との協議・調整を図りながら定めることとする。

(7) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

ア がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険から町民の生命の安全を確保するために、建築基準法第39条の規定による災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行う者に対する補助制度であり、県と連携して実施する。

イ 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内において、砂防ダム等の整備までの間の土砂災害による危険から町民の生命の安全を確保するために、既存不適格住宅及び既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対する補助制度であり、県と連携して実施する。

ウ 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅の背後に斜面があるような立地条件の場合、地震による住宅被害を防ぐためには、住宅そのものの耐震補強のみならず、背後斜面等の土砂災害対策を併せて実施することが必要である。

そのため本事業を活用し、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

なお、本事業は、地震発生時に背後斜面の崩壊等により倒壊した住宅等が、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地において実施する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表

県の実施した地震被害想定調査（平成25年10月）の結果等を活用して、住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識することができるように、安全なまちづくりの観点から、地震防災マップ（「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」）の作成に努めるものとし、作成したときは速やかに公表するものとする。

ア 揺れやすさマップ

地震が発生した場合、気象庁から各地の揺れの強さ（震度）が発表される。この震度は被害と密接に関わることから、予め住民に対して震度についての情報を提供することによって、住民の防災意識を高めることができると考えられる。さらに、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることで、地震時の危険性を実感することができる。

「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものである。

イ 地域の危険度マップ

「揺れやすさマップ」をもとに、建物の構造、建築年次など地域の社会的なデータをあわせることにより、引き起こされる被害に関する検討を行うことが可能となる。その結果をまとめて、被害に関する地図として住民に示すことによって、地震による危険をさらに身近に感じてもらうことができ、防災意識を高めることに役立つ。地震被害は、建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊被害等の様々な種類のものが考えられるが、「地域の危険度マップ」では、住宅等の耐震化促進のために住民に提供する情報として、直接的で住民にわかりやすく、火災被害、人的被害等とも関係が深い建物被害に着目し、これを地図に示すものである。

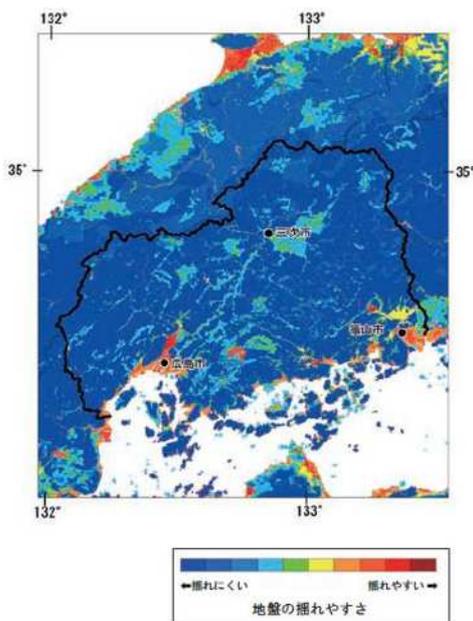


図1 揺れやすさマップ

※揺れに対する地盤の影響度を示しており、暖色ほど揺れやすいことを示している。

※地震調査研究推進本部地震調査委員会（2009）：全国地震動予測地図

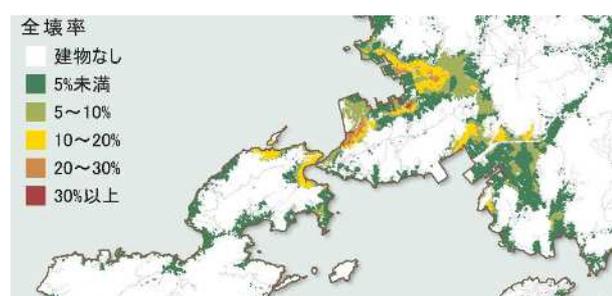


図2 地域の危険度マップ
(呉市HP地域の危険度マップより抜粋)

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、ホームページによる情報提供を行うとともに、町に耐震相談窓口を設け、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発や地震防災についても情報提供に努める。

耐震相談窓口では、県と連携して、以下の事項に関する情報提供の充実が図れるように体制の整備を進める。

【耐震相談窓口における情報提供の内容】

- 自己による簡単な診断方法
- 耐震診断の概要や診断を受ける方法
- 家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- 耐震改修の工法の紹介
- 耐震診断・改修に関する支援制度
- 耐震改修に関する住宅金融支援機構等の融資制度
- 耐震改修促進税制
- 耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
- 耐震改修にあわせたリフォームの方法
- 地震防災に関する情報
- ブロック塀等の耐震改修の工法の紹介や支援制度

(3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等

ア パンフレットの作成・配布

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、県と連携しながら、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関するパンフレットの配布に努める。

イ セミナー・講習会の開催

県、建築関係団体と連携して、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会を実施し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

ウ 福祉部局と連携した普及・啓発

地震時における高齢者・障害者等の安全の確保を図るため、福祉部局と連携して、地震防災、住宅の耐震化等に関する知識の普及・啓発に努める。

エ リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

リフォームにあわせて効果的な耐震改修が促進されるように、県、建築関係団体等と連携して、建物所有者等や設計者、工事施工者等に情報提供を行うように努める。

また、町民が安心してリフォームを行える事業者の案内情報「リフォネット」（財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター運営）の周知に努める。

5 所管行政庁との連携に関する事項

(1) 行政機関との連携の強化

耐震改修促進法による指導・助言等及び建築基準法による勧告又は命令等の対象となる建築物について、耐震改修促進法における所管行政庁及び建築基準法における特定行政庁である県と連携し、建築物の耐震化を促進する。

(2) 耐震改修促進法による指導・助言等の実施

ア 指導・助言及び指示の対象となる建築物

①指導・助言の対象となる建築物

耐震改修促進法第12条第1項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第1項、第16条第2項及び第27条第1項の規定に基づく指導・助言の対象となる建築物のうち、所管行政庁が耐震診断・改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるもの。

②指示の対象となる建築物

耐震改修促進法第12条第2項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第2項及び第27条第2項の規定に基づく指示の対象となる建築物のうち、所管行政庁が地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要であり、耐震診断・改修が行われていないと認めるもの。

イ 指導・助言、指示、公表の実施方針

所管行政庁は、指導・助言の対象となる建築物の耐震診断・改修の促進を確保するため、必要に応じて所有者に対して、「指導・助言」を行う。

また、指示の対象となる建築物で「指導・助言」を行ったが、耐震診断・改修を実施しない場合で、再度実施を促したが協力を得られない場合には、早急に耐震診断・改修の実施を促すため、所有者に対して「指示」を行う。

さらに、指示を行ったが、正当な理由がなく耐震診断・改修を実施しない場合で、耐震診断・改修の実実施計画が策定されないなど計画的な耐震診断・改修の実施の見込みがない場合は、耐震改修促進法第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第3項及び第27条第3項の規定に基づき、「公表」を行う。

ウ 指導・助言、指示、公表の実施方法

所管行政庁が指導・助言、指示、公表を行う場合の実施方法は、以下の通りとする。

区分	方法
指導・助言	啓発文書の送付・説明
指示	具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付
公表	広報やホームページを活用

(3) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

ア 建築基準法による勧告・命令の概要

建築基準法第10条では、特定行政庁が建築基準法第6条第1項第一号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物（建築基準法第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険と認める場合において、保安上必要な措置をとるよう、当該建築物の所有者に勧告することができ、また、勧告を受けたが正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置を命令することができる。

イ 建築基準法による勧告・命令の実施方針

特定行政庁は、耐震診断・改修の指示に従わないため「公表」した建築物で、建築基準法第6条第1項第一号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもののうち、地震に対する安全性について著しく保安上危険が認められる場合、その所有者に対して当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告し、従わない場合は命令を行う。

特定行政庁は、必要に応じてこれらの勧告・命令制度を活用し、建築物の耐震化を促進する。

6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係機関等との連携の強化

ア 関係機関との連携

(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会等建築関係団体や関連する特定非営利活動法人(NPO)では、消費者保護や住宅・建築物所有者の安心確保の面から耐震診断・改修の促進に積極的に取り組み、住民との信頼関係の構築を進めている。

建築に関する専門家や地域の工務店などが一体となった、耐震診断・改修の相談から耐震改修工事への取組みを安心して行えるような仕組みづくりなどは、耐震診断・改修の促進に寄与する。

このため、町は県と連携して、建築関係団体、特定非営利活動法人(NPO)等との連携を図り、耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上のための講習会の開催や耐震改修工法の普及を図るなどの普及・啓発に努める。

イ 耐震改修促進計画市町調整会議との連携

県及び市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」を平成18年11月に設立している。

この会議は、県と市町の耐震化率の目標設定の整合性や市町有施設の耐震化実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的としている。

今後も計画的な耐震化の促進を図るために、引き続き連携を強化していく。

ウ 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会との連携

建築物の品質の向上及び違反建築物の防止に係る対策を講じることにより、建築物の安全性を確保し、安心して住めるまちづくりを図ることを目的として、平成11年8月に設立した「広島県建築物安全安心推進協議会」を発展的に解消し、平成23年4月に「広島県建築安全安心マネジメント推進協議会」を設立している。

本協議会は、行政機関及び建築関係団体で構成しており、建築行政の目指すビジョンを示す「広島県建築安全安心マネジメント計画」及び重点的に取り組む施策等を単年度ごとに策定する「アクションプログラム」に基づき、既存建築物の耐震改修の促進等、建築物の安全安心や質の向上に向けた継続的な取組みを実行する。

今後も計画的な耐震化の促進を図るため、本協議会と連携するものとする。

エ 自主防災組織との連携

自主防災組織等と連携して、地震防災や耐震化に関する知識の普及・啓発を図るとともに、防災まちづくり活動への取組みを推進する。

(2) 地震保険の加入促進への普及・啓発

損害保険料率算出機構の資料によれば、広島県で令和元年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が附帯されている割合は72.6%と全国平均（66.7%）を上回り、全国都道府県では上位15番目の状況となっている。さらなる地震保険の加入促進のため、町は県と連携して、地震保険の保険料、補償内容、新たに創設された地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

また、耐震診断や耐震改修の結果、耐震性能を有すると認められる住宅について地震保険料が割引されることから、損害保険関係団体との連携についても検討し、地震保険の普及・啓発と併せ耐震診断や耐震改修の促進を図る。

熊野町耐震改修促進計画（改定）

発行日：令和3年3月（改定）

発行：熊野町

編集：熊野町 建設農林部 都市整備課

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL：(082)820-5608

